

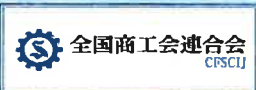
資料3 各種相談体制・支援策の概要

[illegible]

(参考) 中小企業向け相談体制の強化（支援機関の体制強化）

中小企業庁
作成資料

- 中小企業への経営支援は、**よろず支援拠点**及び**全国各地の商工会・商工会議所**等の各支援機関が中心となって、インボイス関係は**約10万件の相談対応を実施**。
- 今後、**インボイス等の相談が急増**することを見込み、令和4年度第二次補正予算を活用し、**支援機関における経営相談体制を抜本的に強化**。個別相談、セミナー開催等により手厚い支援を実施。

	よろず支援拠点	商工会議所	商工会
			
支援員による相談件数※1 ※カッコ内は支援員数	約32万件（令和4年度実績） （約600人）	約186万件（令和2年度実績） （約3,400人）	約312万件（令和2年度実績） （約4,100人）

R4 補正による強化概要

追加の相談員による 相談件数(想定)※1, ※2	約18万件	約8万件	約40万件
セミナー実施回数 (想定)※1	約900回	約1,000回	約1,300回

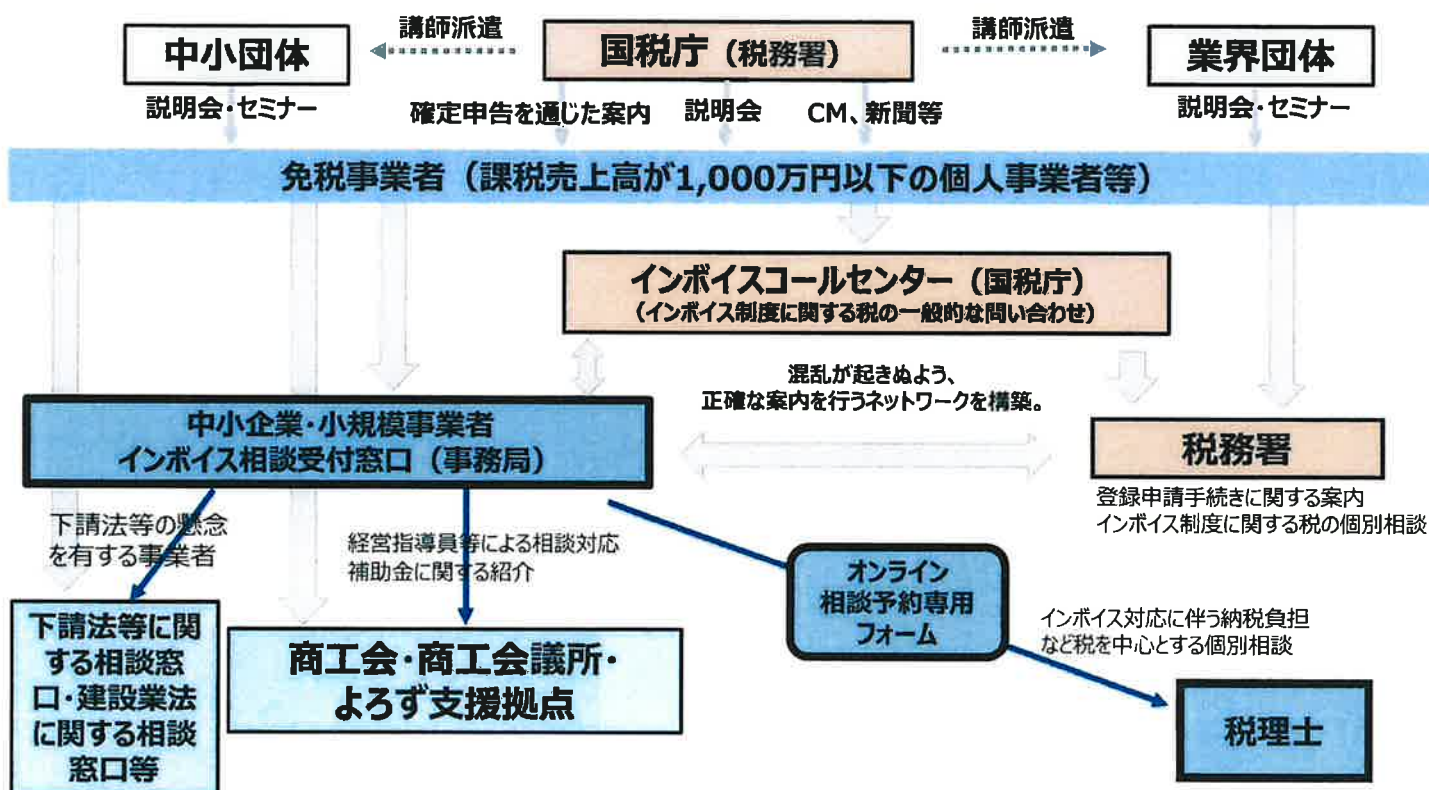
※1 インボイスに関する相談に加え、新型コロナ、物価高など様々な事業環境変化に関する相談・セミナー含む。

※2 常勤、スポットなど様々な形で相談員等を確保し、現場での相談対応を実施。

(参考)「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」概要

中小企業庁
作成資料

- 免税事業者の様々なニーズにきめ細かく対応するため、商工会・商工会議所・税理士等の相談先を紹介できる受付窓口を4/24に開設。税理士にオンライン相談ができる体制も構築。



(参考) オンラインを活用した税理士との相談状況

- 「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」では、免税事業者向けに税理士とのオンライン相談ができる体制を構築し、**全国どこでもこの免税事業者であっても税理士とオンラインで相談が可能。**

●リーフレット

インボイス制度への対応に取り組む免税事業者の皆様へ

オンラインで税理士に 相談してみませんか？



どうやって申し込むの？

- 事務所へ電話
- アカウント開設
- 税理士検索・依頼
- 税理士検索
- 税理士にオンライン相談

どんな相談ができるの？

- ✓ インボイス制度についてある程度は知っているが、仮に課税転換した場合の税負担がどれくらいになるのか計算したい。
- ✓ 税引率・税額や2割特例等の計算方法がわからない。

事務局「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」

一斉電話

045-330-1365

アドバイザー

0570-028-045

受付時間

9時～17時

(土日・祝日を除く)

※この受付窓口はインボイス制度に関するお問い合わせ専用窓口です。税理士に依頼する場合は、別途税理士事務所へお問い合わせください。 ※本窓口は、インボイス制度に関するお問い合わせ専用窓口です。

相談受付窓口

インボイス制度の基本的な情報を 知りたい場合は？

インボイス制度について知りたい方は、税理士ホームページの「インボイス制度
解説サイト」をご覧ください。税理士会が作成した「インボイス制度」に関する資料を
提供しています。

●主な相談内容

- ✓ 課税転換した場合の税額がどの程度になるか知りたい。
- ✓ 2割特例や簡易課税制度を活用した場合の計算方法が知りたい。
- ✓ 経過措置における税額の計算方法がわからない。
- ✓ 消費税の申告方法がわからない。

●オンライン相談を活用した免税事業者の声

普段は税理士に経理をお願いしていないため、自社の具体的な状況を踏まえて質問できたことは貴重な機会。

税額の計算だけでなく、特例を活用する際の注意ポイントなども教えてもらうことができた。

課税要否を判断する材料としたい。



免税事業者（建設業）

中企庁HP
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/invoice_madoquchi.pdf

(参考) 事務負担の軽減 (IT導入補助金)

【生産性革命推進事業(令和4年度補正2,000億円)の内数】

中小企業庁
作成資料

- IT導入補助金において、インボイス対応に必要なITツール(会計ソフト、受発注ソフト等)の導入を支援。インボイス対応用の安価なITツール導入も補助対象とするため、補助下限額を撤廃(従来の補助下限額は5万円)。本措置は、令和5年1月20日からの公募回から適用。これまでに4万件程度の採択を実施。
- また、現行制度では、補助事業者は中小企業等に限定しているところ、中小企業等のインボイス対応のためのITツールを大企業が提供する場合も補助対象とする。(令和5年6月20日申請受付開始。)

【補助下限額の撤廃】

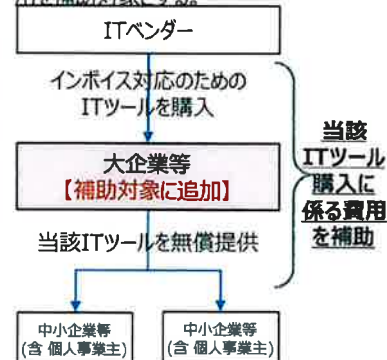
類型名	デジタル化基盤導入類型			
補助事業者	中小企業・小規模事業者等			
補助額	ITツール (会計・受発注・決済・ECソフト)		PC等	レジ等
	～50万円以下 ※補助下限額撤廃	50万円超 ～350万円	～10万円	～20万円
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費(ソフトウェアの更新等保守サポート費含む)			

インボイス対応に必要なITツールの補助下限額を撤廃。
(令和5年1月20日の公募回から適用)

【類型新設による補助対象の拡大】

類型名	商流一括 インボイス対応類型	
補助事業者	中小企業・小規模事業者等	大企業等
補助額	ITツール(インボイス制度に対応し、受発注機能を有するもの) ~350万円	
補助率	2/3以内	1/2以内
対象経費	クラウド利用費(利用料最大2年分)	

【例】大企業が、発注・支払等を電子的に行うITツールを購入し、当該ITツールを中小企業等である取引相手に無償で利用させる。この場合、大企業のITツール購入に係る費用を補助対象とする。



(参考) 販路開拓支援(小規模事業者持続化補助金)

【生産性革命推進事業(令和4年度補正 2,000億円)の内数】

- 小規模事業者が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。
- 特に、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者に対して、令和4年度補正では、補助上限額を一律50万円引上げ。本措置は、令和5年3月10日の第12回公募から適用。これまでに3千件程度の採択を実施。
- 本補助金は、販路開拓等の取組の中で、インボイス制度やその申請等について税理士等へ複数回相談する経費も含めることも可能。

<令和4年度補正における補助上限額の引上げ>

	通常枠	賃金引上枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
インボイス発行事業者	100万円	250万円	250万円	250万円	250万円
上記以外の申請者	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円

免税事業者から**インボイス発行事業者に転換する事業者**には、補助上限額を**一律50万円上乘せ**

<制度概要>

【対象】 小規模事業者

【補助率】 2/3 (賃金引上枠のうち赤字事業者は3/4)

【補助対象経費】 税理士への相談費用、機械装置の導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費 等

(参考) インボイス制度支援策のリーフレット

中小企業庁
作成資料

＜令和4年度第2次補正予算等＞（令和5年6月時点版）

インボイス制度への対応に 取り組む皆様へ 各種支援策のご案内 /

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。
制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。



インボイス制度に関する相談窓口

- ✓ 税理士へのオンラインでの相談体制を構築しています。インボイス制度対応に伴う納税負担等を相談できます。
- ✓ 商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています（中小企業119を通じた専門家派遣も受けられます）

相談受付窓口 よろず支援拠点



課税事業者を選択する皆様

デジタル化によるインボイス対応 にかかる事務負担の軽減

- ✓ IT導入補助金により、ITツール（一部ハードウェアも含む）の導入費用等を幅広く支援します
- ✓ みらデジにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化状況や経営課題を見える化します

課税転換に伴う販路開拓支援

- ✓ 小規模事業者持続化補助金により税理士等への相談費用も含めた販路開拓等の支援をします

詳細は裏面へ

本誌は「令和4年度第2次補正予算案」の制度概要をご紹介します。準備が整い次第、公募を開始しますので、現在の公募情報はホームページでご確認ください。



チラシのダウンロードはこちら！

免税事業者を維持する皆様

免税事業者についての 取引上の懸念への取組み

- ✓ 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aを公表しているほか、実態把握のための調査等を実施しています
- ✓ 取引上のお悩みは下請法及び建設業法並びに債権的地位の差用規則に係る相談窓口（以下Q&A末尾参照）または下請かけこみ等にご相談ください

Q&A

下請かけこみ



<IT導入補助金> -デジタル化による事務負担軽減

デジタル化基盤導入類型では、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。また、商流一括インボイス対応類型では、取引関係における受注者の中小企業等が簡便で利用できる場合に、発注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。

補助金	商流一括インボイス対応型（新設）	デジタル化基盤導入型
申請者	大企業等	中小企業・小規模事業者等
補助率	1/2以内	2/3以内
補助額	～350万円	～50万円（下限を無視） 50万円超～350万円
対象経費	受発注ソフト	会計・受発注・決済・ECソフト クラウド利用費（最大2年分） ソフトウェア更新等保守サポート費含む
対象経費	クラウド利用費（最大2年分）	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費（ソフトウェア更新等保守サポート費含む）

【みらデジ】※IT導入補助金の申請要件です！

みらデジ経営チェックにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化の進捗状況・経営課題の確認が可能です。
経営改善のために是非ご利用ください。

みらデジはこちら

現在の公募情報は

こちら

こちら

お問い合わせ先：サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター（0570-666-424）

<小規模事業者持続化補助金> -課税転換に伴う販路開拓支援

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の費用（税理士等への相談費用を含む）を支援！

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者（インボイス転換事業者）に対し、令和4年度第2次補正予算において、全ての申請枠で補助上限を一律に50万円に引き上げます。（最大250万円補助）

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	100万円 (50万円)	2/3以内
成長・分配強化枠 (賃上げや事業規模拡大の取組)	250万円 (200万円)	(成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4以内)
新陳代謝枠 (創業や後継者候補者等の新たな取組)	250万円 (200万円)	

() 内の補助上限額は、インボイス転換事業者以外が申請した場合

お問い合わせ先：

[商工会地域お問い合わせ先] [現在の公募情報はこちら]

- ・商工会地域の方
所在地によって異なるため右のQRコード参照
- ・商工会議所地域の方 03-6632-1502

